

令和5年3月31日(金曜日)

千葉県

<p>知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則等を廃止する規則 をここに公布する。</p> <p>令和五年三月三十一日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p> <p><b>千葉県規則第十八号</b></p> <p>知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則等を廃止する規則</p> <p>次の各号に掲げる規則は、廃止する。</p> <p>一 知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成五年千葉県規則第七十二号）</p> <p>二 事業者が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成五年千葉県規則第七十三号）</p> <p>三 千葉県個人情報保護条例第二条第三号の記述等並びに同条第五号ロの施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十四号）</p> <p>四 千葉県個人情報保護条例第十七条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十五号）</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>示</p> <p>告</p> <p>千葉県告示第百六十一号</p> <p>次に掲げる告示は、廃止する。</p> <p>なお、この告示は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>令和五年三月三十一日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p> <p><b>千葉県告示第八百二十七号</b></p> <p>平成五年千葉県告示第八百二十七号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）</p> <p>平成八年千葉県告示第六百七十五号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）</p> <p>平成十二年千葉県告示第六百七十五号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）</p> <p>平成十四年千葉県告示第三百十五号（千葉県個人情報保護条例に基づく法人の指定）</p> <p>平成二十年千葉県告示第三百九十四号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）</p> <p>平成二十一年千葉県告示第八十四号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）</p>																					